

# 令和4年度に係る新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

## 松戸市介護保険料減免申請のご案内

申請書にご記入のうえ、必要書類の写しとあわせてご提出いただきますようご案内申し上げます。

※申請を受けてから減免の可否の判定を行い、判定結果をご通知いたします。なお、下記の「申請に必要なもの」の添付が無い場合には保険料の減免の決定が出来ませんので、必ずご提出ください。

記

### 1 申請先

松戸市役所 介護保険課（郵送でも受付します）

### 2 提出期限

**令和5年3月31日（金曜日）必着**

### 3 対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次に掲げる要件のすべてに該当する第1号被保険者

ア その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（令和4年分）が前年（令和3年分）の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

（なお、令和4年3月末に65歳到達・転入した方は、令和3年分と令和2年分との収入を比較）

イ その属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※令和3年に収入減少した方の新型コロナ減免の受付は令和4年3月31日で終了しております。

### 4 減免対象

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの介護保険料

### 5 申請に必要なもの

① 「松戸市介護保険料減免申請書」

② 「事業収入等申告書」

③ 対象者（1）に該当する場合

医師の診断書の写し又はその他証明できる書類

対象者（2）に該当する場合

廃業届、解雇通知、事業主等による証明書、源泉徴収票、給与明細書等の写し又はその他証明できる書類

・資力の回復その他の事態の変化、偽りその他不正な行為により減免の適用を不相当と認めるときは、減免決定を取消し減免により免れた保険料を追徴します。